

ちがいを
ちからに
変える街。



落書き対策プロジェクト 全体像

渋谷区 環境整備課 きれいなまちづくり係
令和8年1月28日更新版

落書き対策の軌跡①

落書きは、街の美観を損ね、住民や来街者が不快感を抱く原因となります。また、落書きを放置することで、「管理されていない場所。」「この程度なら許される。」といった誤ったメッセージを送ることとなり、『割れ窓理論』として知られるように、他の重大な犯罪を招くことで、街全体の治安の悪化につながる懸念があります。

渋谷区は、渋谷駅周辺をはじめ、原宿、恵比寿、代官山など、多くの若者が集まる繁華街という地域特性から、各地に多くの落書きが存在し、課題となっていました。

こうした状況を踏まえ、令和3年に『落書き対策プロジェクト』を立ち上げ、まずは区が率先して落書きを消去する方針を示しました。この結果、3年間で、延べ1万2,000平方メートルの落書き消去を行い、一定の成果をあげることができました。

その一方で、落書きの量が膨大な上、消去後にまた描かれてしまうこともあり、全ての落書きを消去するためには、これだけでは限界がありました。



落書き対策の軌跡②

令和6年度から、『落書き対策プロジェクト セカンドステージ』として、既存事業を継続しつつ、さらに取組の輪を広げ、地域全体での落書き対策を加速させるため、新たに『らくがき消去センター事業（らくサポ）』を開始し、区民、事業者、ボランティアの皆様と一緒にきれいなまちづくりを進めています。

さらに、令和7年度からは、落書きを消去した場所にアートを描く『シブヤ・アロープロジェクト（落書き防止アート）』を拡充します。何も描かれていないところには落書きをされやすいですが、アートが施されたところには落書きをされにくくなります。こうした特性を活かし、地域と協働したアートを描くことで、落書きを無くすとともに、街に彩を加えます。

上記2事業による「アート&ローカル」の力を主軸として、地域の様々な関係者と連携強化を図ることで、落書きのない、きれいなまち渋谷の実現を目指します。（セカンドステージは、令和6年度から令和9年度まで実施予定）



(参考) 落書き対策の軌跡



落書き対策ロードマップ

目的 けす まなぶ まもる	事業名	R3	R4	R5	R6	R7	R8
		落書き対策プロジェクト 1st ステージ			落書き対策プロジェクト 2nd ステージ		
落書き消去支援事業	渋谷区等が消す	4年間で15,000m ² 消去達成 (委託 12,370m ²)			(目標) 3,600m ² 以上		
落書き消去用品の支給・貸与事業	所有者・管理者が消す		継続実施				
落書き消去に係る環境整備事業	ボランティアが消すための環境づくり			協定締結6社 JR、東電、NTT、アサヒ飲料、ポッカサッポロ、コカ・コーラ	(目標) 協定締結3社		
らくがき消去センター (旧: 啓発講座)	ボランティアが消す	啓発講座 講座19回 参加人数延549人		らくサポ 38団体	(目標) 40団体以上		
落書き防止アート事業 (シブヤ・アロープロジェクト)	地域で描き、守る アートの力で守る	防災課所管アロープロジェクト 壁画アート制作32作品			(目標) 6作品以上		
再発防止コーティング	特殊コーティングで守る		コーティング施工 23箇所		(目標) 40箇所以上		
カメラ設置貸与事業 (旧: 落書き抑止カメラ設置経費補助金)	監視し守る		カメラ設置補助 17件交付		(目標) 10箇所以上		
きれまち広報	みんなに知つてもらう	ポスター掲示・配布、ビジョン放映、アナウンス 等					

Future

取組1 落書き消去支援事業

事業概要

- 民間所有物等に描かれた落書きについて、区民等からの通報・連絡に基づき、渋谷区が委託した専門事業者が消去します。
- 落書き消去に関する費用は、渋谷区がすべて負担します。

事業スキーム



取組実績

4年間で約1.5万m²消去達成 (令和3年度～令和6年度)

令和3年度：【受付件数】443件

【消去件数】319件

【消去面積】3,843m²

令和4年度：【受付件数】610件

【消去件数】399件

【消去面積】4,145m²

令和5年度：【受付件数】565件

【消去件数】334件

【消去面積】4,017m²

令和6年度：【受付件数】649件

【消去件数】393件

【消去面積】3,366m²

(参考) 消去事例

施工例



取組2 落書き消去用品の支給・貸与事業

事業概要

- 落書き被害に遭った管理者などに対して、落書き消去活動を支援するため、落書き消去用具の支給・貸与を行っています。
- また、動画サイトにおいて、落書き消去方法の紹介を行っています。

参考

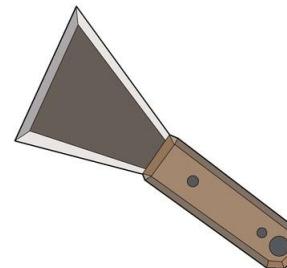
①支給・貸与している用具例



消去溶剤



拭き取る布



ステッカー除去用ヘラ

②落書き消去方法の紹介



この動画では…
落書きの消去方法について、

落書き・シールごと紹介します！

[渋谷区落書き消去方法紹介動画 \(youtube.com\)](https://www.youtube.com/watch?v=...)

取組3 落書き消去に係る環境整備事業

事業概要

- 民間事業者と連携し、らくがき消去センター等が落書き消去活動を実施しやすい環境整備を進めています。
- 例えば、電柱への落書きについて、従来、発見してから消去するまでに1週間程度を要していたところ、東京電力パワーグリッドおよびNTT東日本と協定を締結したことにより、事前調整を省略し、迅速にらくがき消去センター等が落書きを消去できる環境を構築することができました。

取組実績 10団体と連携協定締結

1. 鉄道関係 東日本旅客鉄道株式会社と「落書き対策および帰宅困難者対策に係る協定」を締結（令和5年12月13日）
2. 電柱・地上機器・電話ボックス 東京電力・NTT東日本と「電柱の落書き消去に係る協定」を締結（令和6年9月2日／令和7年6月2日（拡充））
3. 自動販売機 アサヒ飲料株式会社と「自動販売機の落書き消去に係る協定」を締結（令和6年12月2日）
ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社と「自動販売機の落書き消去に係る協定」を締結（令和6年12月26日）
コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社と「自動販売機の落書き消去に係る協定」を締結（令和7年2月5日）
株式会社伊藤園と「自動販売機の落書き消去に係る協定」を締結（令和7年9月1日）
東京キリンビバレッジサービス株式会社と「自動販売機の落書き消去に係る協定」を締結（令和7年9月9日）
4. 道路構造物 東京都第二建設事務所と「道路構造物の落書き消去に係る連携協定」を締結（令和7年9月1日）
5. 商店街所有物 渋谷公園通り商店街振興組合と「商店街所有物の落書き消去及び落書き防止アート制作に係る協定」を締結（令和7年10月21日）

詳しくは、[落書き消去に係る環境整備事業 | 落書き対策 | 渋谷区ポータル](#)

(参考) 調印式・協定に基づく活動の様子

参考



東日本旅客鉄道株式会社との調印式の様子

(写真左) 渋谷区長 長谷部健

(写真右) 東日本旅客鉄道株式会社 常務執行役員 首都圏本部長 小川治彦氏



らくがき消去センターによる協定に基づく落書き消去活動の様子

渋谷区らくがき消去センター事業×東京電力パワーグリッド×NTT東日本
(youtube.com)

取組4 らくがき消去センター事業

事業概要

- 地域全体での落書き対策を加速させるため、「落書き対策プロジェクト セカンドステージ」の主要事業として、令和6年7月より開始した新規事業です。
- 区民、事業者およびボランティア団体などを落書き消去活動への協力者（センター）として募集し、定期的に落書き消去イベントを開催することで、落書きの絶対量を削減するとともに、地域社会が一体となって落書きをさせないまちを目指します。

活動イメージ

イベントごとに実施内容は異なります。

①落書き場所に集合



②消去方法をレクチャー



③落書き消し



④消去終了



⑤集合写真



取組実績（令和8年1月23日時点）

センター総数：2,331人（団体数 65団体）

消去総面積：1,718m²

詳しくは、[らくがき消去センター事業（らくサポ） | 落書き対策 | 渋谷区ポータル](#)

(参考) PR資料

らくがき消去センター事業

『街のみんなで落書きを消す』を渋谷の新たなカルチャーへ



求む！一緒に落書き消しをやりませんか!?

(参考) 活動実績①

学校コラボ



企業コラボ



商店街コラボ



(参考) 活動実績②

スポーツコラボ



エンタメコラボ



WIND BREAKER (映画) 氷上恒司さん・濱尾ノリタかさん・綱啓永さん

取組5 落書き防止アート（シブヤ・アロープロジェクト）

事業概要

- 落書きの再発防止策として、公共スペース等にアートを制作するプロジェクトです。
- 地域を巻き込んだ壁画アートを制作することでシビックプライドの醸成につながり、落書きの再発を抑止することが期待できます。
- 令和7年度以降は、当該対策をより一層強化し、「落書きをさせない街」を目指します。

事業スキーム

<みんなで作る場合>

1. 屋内ワークショップ

四反町ガード 壁画ワークショップ参加者募集

四反町ガードにて参加者の巨大壁面を作成することになりました。渋谷区には多くの落書きがあり、壁画を作るることにより落書きの抑制と街の美化環境の改善につながります。
壁画制作にあたってワークショップを開催しますので、ぜひご参加ください！

屋内ワークショップ募集概要

日程	時間	受付開始	会場	部屋
11月1日(土)	10:00~11:30	9:45		
11月1日(土)	13:00~14:30	12:45	地域交流センター渋谷 (渋谷区恵比寿西2-8-1)	区民交流室C
11月8日(土)	10:00~11:30	9:45		
11月8日(土)	13:00~14:30	12:45		

定員 各回10人（先着）

内容 渋谷区に残らぬ巨大壁画や花、周辺エリアをイメージしたデザインのオリジナルステンシルアートを作ります。
制作したステンシルは壁画アートのデザインの一部として使用します。

応募方法 10月31日(金)締切
下記応募フォームよりお申し込みください。
※応募者のみ、応募した場合は受け取れないとあります。

問い合わせ (運営事務局)
一般社団法人CLEAN&ART 仲崎（ノバジマ）
090-9647-6680（平日10時~16時）

応募 フォーム QRコード

2. 屋外ワークショップ

屋外ワークショップ募集概要

日程	時間	受付開始	実施場所
12月6日(土)	9:00~12:00	8:45	四反町ガード
12月6日(土)	13:00~15:00	12:45	(渋谷区東2-21先)
12月13日(土)	9:00~12:00	8:45	
12月13日(土)	13:00~15:00	12:45	

※雨天の場合の予備日は12月20日(土)を予定しています。

定員 各回10人（先着）

内容 実際の現場で、様々な人と協力しながらテープでマスキングして、周囲の壁をSDGs17色でペイントします。
どなたでも簡単に出来る作業になります！

応募方法 12月5日(金)締切
下記応募フォームよりお申し込みください。
※先着順のため、定員に達した場合は受け取れないとあります。

壁面場所

応募 フォーム QRコード

3. 完成



(参考) PR資料



壁面アート約40作品制作

取組6 再発防止対策

事業概要

- 消去した落書きの再発防止策として、主に下記の2つの取り組みを実施しています。

取組実績

①再発防止コーティング



落書き防止シート貼付（株式会社ニッシリ）やコーティング剤塗装を行うことで、落書きが描きにくく、消しやすくなることから、高い抑止効果が期待できます。

②落書き抑止カメラ貸与事業

令和7年8月作成

渋谷区内で落書き被害を受けた方に、一定期間落書き抑止カメラを貸与します。

1. 対象者
渋谷区内の落書き被害があった建物等の所有者または管理者
※申請者が建物等の所有者ではない場合、所有者に承諾をとってください。

2. 期間・費用
◆貸与期間：3か月間(1回に限りさらに3か月の延長が可能)
◆費用：無料
※カメラの維持管理費(電池交換等)は自己負担になります。
※申請は1つの建物(敷地内)につき、1回限りとなります。

3. 手続きの流れ
申請方法・利用の流れは、チラシ裏面をご確認ください。

4. 注意事項
・ビス打ち等がなく、撤去時に原状回復が不要な場所のみの設置となります。
・電池交換等はご自身でご対応いただきますようお願いいたします。
・抑止カメラのデータは第三者へのデータの提供や開示をさせることはできません。
※警察や弁護士への提供が必要な場合は、渋谷区へご相談ください。
・返還後、抑止カメラのデータに関しては廃棄いたします。



落書きの再発抑止を目的とし、渋谷区が一定期間、屋外用カメラを貸与します。

(詳しくは、[落書き抑止カメラ貸与事業 | 落書き対策 | 渋谷区ポータル](#))

取組7 きれいなまちづくり広報（啓発活動）

事業概要

- 「きれいなしぶやはみんなつくる」をコンセプトに、様々な団体と連携し、美化啓発活動を実施しています。
- 消去した落書きの再発防止策として、落書き禁止啓発用ポスターを配布しています。

取組

プロスポーツクラブとのコラボレーション動画



<https://www.youtube.com/watch?v=YseZEgwe3Mc>



<https://www.youtube.com/watch?v=28wA3E7E0ms>

渋谷駅周辺の屋外ビジョン等にて、啓発動画を放映中

(詳しくは、[きれまち広報（美化啓発活動）](#) | [きれいなまちづくり広報活動](#) | [渋谷区ポータル](#))

啓発ポスター（デザイン）



ダウンロードはこちら

[落書き禁止啓発用ポスターの提供（ダウンロード）](#) | [落書き対策 | 渋谷区ポータル](#)

(参考) ホームページ

落書き対策プロジェクト 公式サイト

<https://shibuya-clean.com/>



(参考) 公式SNS

YouTubeサイト <https://www.youtube.com/@shibuyakuclean>



Instagramサイト https://www.instagram.com/shibuya_rakugakipjt/#



法令 きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例

- 渋谷区では、『きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例』において、落書きを禁止しています。
- 違反者に対しては2万円以下の罰金を処します。

禁止事項

- 1 第11条 何人も、ごみのポイ捨てをしてはならない。
- 2 何人も、公共の場所（屋外に限る。）においては、喫煙をしてはならない。
ただし、指定喫煙所においては、この限りでない。
- 3 何人も、落書きをしてはならない。
- 4 犬の飼い主又は管理する者は、公共の場所等で、犬のふんを放置してはならない。

罰則

- 1 第23条 第11条第3項又は第4項の規定に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。
- 2 第13条第1項に規定する命令を受けた者が正当な理由がなくてその命令に従わない場合は、5万円以下の過料に処する。

法令 きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例

- 渋谷区では、『きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例』において、落書きへの対応（原状回復等）は、所有者（管理者）の努力義務としています。
※自分の物は自分で管理（大事に）することが大原則です。

落書き
の消去

第15条 土地、建物及び工作物を所有し、又は管理する者は、落書きが放置されているため地域の美観を著しく損なう状態にあるときは、落書きを消去し、原状の回復を図るとともに、良好な状況の維持に努めなければならない。

(参考) 警察との連携

- 落書きは、犯罪行為です。落書き行為を発見した場合、すぐに110番通報をしてください。
- 渋谷区では、渋谷警察署・原宿警察署・代々木警察署と密に連携し、違反者の特定を進めます。

参考

落書きは、下記の法令などで処罰対象になる犯罪行為です。

- 刑法 第260条（建造物等損壊及び同致死傷）：5年以下の懲役
- 刑法 第261条（器物損壊罪等）：3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料
- 軽犯罪法 第1条第33号：拘留又は科料
- 文化財保護法 第196条：5年以下の懲役若しくは禁固又は100万円以下の罰金
- きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例 第23条：2万円以下の罰金
- 民法 第709条（不法行為による損害賠償）